

全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 阿部 美恵子から、令和5年（2023年）5月19日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）5月22日

北海道知事 鈴木 直道

1 事 件

- (1) 2023年夏期単組独自要求
- (2) 2023年夏期統一要求
- (3) その他

2 日 時 2023年6月2日 午前0時以降本件の完全解決まで

3 場 所 全日赤伊達赤十字病院労働組合組合員の従事する全職場

4 概 要 全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体または一部において実施する。